

意見書

平成25年3月18日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150
住 所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だひようとりしまりやくしゃちょう かとう かおる
代表取締役社長 加藤 薫

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

電話番号：
メールアドレス：

「『モバイル接続料算定に係る研究会』報告書(案)に対する意見募集」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

1. 基本的な考え方

- ◆ 2010年3月制定の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「二種指定ガイドライン」という)によって、二種指定事業者の接続料算定等に係る考え方について一定の明確化が図られたことは、事業者間協議の円滑化や、電気通信市場における公正競争促進に大きく寄与するものであったと認識するところですが、以降も、接続料の適正性を巡り携帯電話事業者間で紛争が生じている点や、主要携帯電話事業者3社が二種指定事業者となったこと、及びMVNO契約者数が増加している点など、モバイル市場を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえれば、そうした変化に対応したルール整備の必要性が高まっていたものと当社も認識するところ です。
- ◆ また、今回の議論において、「適正性確保の観点」や「検証可能性確保の観点」に加え、携帯電話事業者毎に異なる算定方法が用いられている現状を踏まえて、「公平性確保の観点」についてもモバイル接続料算定の検証に係る基本的な観点として位置づけられたことは、接続料を巡って昨今携帯電話事業者間での協議が難航している状況において、妥当な判断であると考えます。
- ◆ 加えて、本報告書(案)では、「モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNOの設備投資インセンティブにも留意することが必要」あるいは、「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要」との記載もあり、この点も重要なポイントであると考えます。
- ◆ 一方で、データ接続料の算定方法については、「どの課題についても、更なる調査・検討が必要であると考えられるため、必要な検討ポイントを指し示すに留める」とされておりませんが、一部MNO-MVNO間では接続料を巡った見解の相違が争いとして顕在化していることを踏まえれば、データ接続料の算定に係る考え方については、早急に明確化を図る必要があるものと考えます。
更には、MNO-MVNOの関係においては、海外巨大プレイヤーのMVNO参入可能性も高まっている状況も踏まえ、接続料算定に係るルール整備のみに留まらず、MNO-MVNO間の運用に係る詳細ルール全般に及ぶ早急な見直しが求められるものと考えます。

2. 個別記載箇所に対する意見

<1. 設備区分別算定>

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.14</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現実のネットワークでは、設備毎に需要(利用回数)が異なっていることを踏まえれば、設備区分別算定は、設備の利用実態に即したより精緻な算定方法 ◆一部の携帯電話事業者の意見に示されているとおり、携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要である。こうした意見を踏まえれば、まずは、ネットワークに係る事業者間の相違や今後の変化に配慮した、基本的な設備区分の設定に留めることが適当 <p>P.15</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆算定根拠として、新たに、各機能別に、設備区分ごとに費用、利潤、需要を整理した様式を追加することが適当 ◆総務省が「接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」ためのものであり、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆設備区分別算定は、実際の設備使用のあり方に即した適正な算定方法であると考えます。 ◆また、総務省殿における算定検証に必要な算定根拠について、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられるとの考え方は適当であると考えます。 ◆なお、設備区分ごとの費用や利潤、需要については、現行の二種指定ガイドラインにおける別表第2様式で定める項目以上に経営秘匿性の高い情報であることから、現状の基本的な区分程度に留められたことは適当であるが、同様式の更なる詳細化については慎重な検討を期すべきであり、必ずしも画一的様式化にとらわれない柔軟な対応を検討すべきものと考えます。

<3. 原価の範囲(営業コストの算入)>

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.20</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現状の二種指定事業者の二種指定ガイドラインに基づく営業コスト算入の基本的な枠組みは、設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な営業コストに限って接続料原価への算入を認めるものであり、モバイル市場における環境変化を踏まえても合理的 ◆また、限定列挙された営業コストについても、これらの原価算入を認めないことにより、トラヒックの抑制や不感エリア整備、今後の周波数再編に伴う移行の円滑化に影響が生じる可能性があることを考慮すれば、現時点で直ちに原価算入すべきでない結論付けることは適当ではない <p>P.21</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆二種指定事業者等は、原価算入した営業費について、総務省に対して、設備の安定的な運用又は効率的な展開の必要性を検証可能性に留意した上で十分に説明することが適当であり、総務省は設備の関連性につき十分に検証することが適当 	<ul style="list-style-type: none"> ◆現行二種指定ガイドラインで限定列挙された営業コストは、設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要なもので、これまでの議論でも設備に帰属するものとして接続料への算入が認められるべきと判断されていますので、これを原価算入すべきでない結論付けることは適当ではないとの結論は適切と考えます。 ◆なお、具体的な営業費の接続料への算入に際しては、総務省殿に個別説明の上で行うべきとの考え方は適当であると考えます。

<4. 利潤>

(1)機能に係るレートベース

(2)資本構成比の算定

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.23</p> <p>◆「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」とはいえないものをレートベースの対象から適切に除外</p> <p>P.25～26</p> <p>◆貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を採用する考え方は、確かに、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではない</p> <p>◆しかしながら、資本構成比の算定が適正か否かを、公にされる会計報告上の貸借対照表から検証することが可能となるため、総務省による検証可能性の確保の観点から適当</p> <p>◆加えて、貸借対照表上の資本構成比を用いる以上、資本構成比の算定自体に事業者の裁量が入る余地はなく、裁量排除の観点からも適当</p> <p>◆さらに、資本構成比に係る考え方が、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる考え方に統一されることから、公平性確保の観点からも適当</p>	<p>◆公平性確保の観点から、簿価から直接算出した資本構成比を採用するとされていますが、二種指定事業者には、現状接続会計報告書を公表していない事業者が存在することや、非上場であることから上場している親会社の簿価を使用することで大型企業買収に係る資金等が貸借対照表に反映される懸念のある事業者が存在することを踏まえ、このような二種指定事業者の接続料について、総務省殿による厳格な算定検証が必要であると考えます。</p> <p>◆また、イー・アクセス殿が、ソフトバンクモバイル殿と同一企業グループとなっていることから、同一グループ内における不透明な取引が行われることのないよう、イー・アクセス殿接続料についても、他事業者等による客観的な検証を可能とするべく、同社を新たに二種指定するか、総務省殿から二種指定ガイドラインに基づく算定を要請することが必要であると考えます。</p>

(3) 自己資本利益率の算定

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.27～28</p> <ul style="list-style-type: none">◆リスクの低い金融商品の平均金利、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたものについては、事業者固有の事情が反映される変数ではない◆具体的にどの数値を用いるかについて、事業者から以下のような考え方が示されており、代表的な考え方として認められることから、この考え方に沿った数値を算定に用いることが適当◆βの「数値」の統一を図る考え方を示すことは困難◆携帯電話事業者間においてβの算定に係る「考え方」に著しい差異が生じている場合においても、公平性確保の観点から問題となりうるため、個別事業者がどのような考え方に基づいてβの算定を行ったか、総務省において一定の検証を行うことが適当である。具体的には、例えば、βの算定に係る考え方について、総務省は事業者に対して詳細な説明を求め、適正な範囲を著しく超える乖離が事業者間で生じていないかを、代表的な携帯電話事業者のβを基礎として合理的に推計したベンチマークに基づき検証することが適当	<ul style="list-style-type: none">◆リスクの低い金融商品の平均金利(R_f)及び、主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの(R_p)について、携帯電話事業者個別の事情には影響を受けないものと考えるところ、今回、そうした数値に係るルール統一化に向けて明確な採用数値が示されたことは、二種指定事業者間での接続料算定の公平性確保に大きく寄与するものと考えます。◆一方、βについては、事業者間で相違し統一することが困難であると認識するところ、この点、総務省殿において、適正範囲を超える乖離が事業者間で生じていないかを検証することは、公平性確保の観点から極めて重要であると認識するところです。◆上記観点を踏まえ、適正範囲とされる具体的基準や、適正範囲を超えた場合の是正に向けた具体的措置(事業法上の接続約款の変更命令等)についても、一定の明確化を図るべきであると考えます。

<5. データ接続料の算定>

(1) データ接続料の需要

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.32</p> <p>◆「全基地局の伝送容量の総和」を用いる考え方と「全 ISP 側装置の伝送容量の総和」を用いる考え方を始め、両者の中間的な値を用いる考え方等、複数の考え方が存在してきたところである。それぞれの考え方の適否を判断するに当たっては、更に詳細な検討が必要と考えられるため、本研究会では検討ポイントを指し示すに留める</p>	<p>◆今後の詳細な検討に当たっては、現状 MVNO と MNO の契約は、MVNO の装置と MNO の ISP 側装置間の総帯域幅を契約単位としており、MVNO に保証する帯域幅は MNO の ISP 側装置の伝送容量であることを踏まえれば、データ接続料の需要に、全 ISP 側装置の伝送容量の総和を用いることに「一定の合理性が認められ採用することが適切である」との報告書骨子(案)での考えを深化する方向で今後の検討がなされることが適切であると考えます。なお、この判断を事業者の自由な判断に任せている現状においては、MNO と MVNO との間で無用な紛争が生ずることが不可避なことに鑑み、早急に今後の検討についてまとめることを希望します。</p> <p>◆なお、全基地局側の伝送容量の総和を用いる考え方では、報告書骨子(案)でも示されているように、MVNO はモビリティやネットワークの統計多重効果による特性から得られる便益を享受しているにもかかわらず、これを加味しない算定方法となることを意味し、適正性確保の観点や公平性確保の観点からガイドライン等で示す基本的な考え方として適切ではないと考えます。</p> <p>◆なお、両者中間的な値を用いる考え方についても、同様に適正性確保の観点や公平性確保の観点からガイドライン等で示す基本的な考え方としては適切ではないと考えます。</p>

(2) データ接続料の接続料原価

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.33 ◆ 伝送容量と実際に伝送されたトラヒックの差としての設備 余裕が存在</p> <p>P.34 ◆ MVNO が負担すべきコストは、実際に MVNO が利用した設 備に係るコストではなく、MVNO が便益を受けている設備 に係るコストと捉えることが適当</p> <p>P.34～35 ◆ MNO による誤った需要予測に基づく非効率的な投資に係 る設備余裕を接続料原価から控除して接続料を算定する 考え方もあり得る</p>	<p>◆ 設備容量と実際のトラヒックに差分は生じるものであり、実際にスマート フォンの爆発的普及によるユーザの利用方法の変化によりトラヒックが 劇的に増加している現状においては、将来需要の正確な予測が極めて 困難であると考えるところです。</p> <p>◆ しかしながら、MNO は、ネットワーク品質の維持・向上を目的にこの困難 な予測に誠実に取り組み、設備投資を実施しております。さらに当社の 場合、適時適切に設備構築に努め、仮に差分が生じた場合も、構築済設 備の転用や一部除却などのリバランシングにより効率的な設備運用に努 めているところであります(競争の激しい移動体事業において他の MNO も同様と考えます)。従って、指摘のような非効率的な投資は現実的でな く、当社においてもそのような設備は存在しない若しくはそうした状態を放 置していないものとの認識であります。</p> <p>◆ 以上にかかわらず、結果として差分が生じた場合に MNO のネットワーク 品質を享受する MVNO が相応の負担をしないということは極めて不公正 と考えます。各 MNO のネットワーク品質は、ユーザ及び MVNO のキャリ ア選択基準のひとつであり、事実として、MNO のネットワーク品質をユー ザ向けに PR※している MVNO も存在することも踏まえれば、MVNO ユー ザも当社ユーザと同様の便益を享受しているものと考えべきであり、公 平な負担を前提と考えることが適当であると考えます。</p> <p><例: MVNO 殿ホームページ(2013 年 3 月 18 日時点)> http://www.bmobile.ne.jp/sp/index.html http://join.biglobe.ne.jp/mobile/lte/service_l.html http://www.ijmobile.jp/service/index.html#serviceType http://www.ocn.ne.jp/mobile/?link_id=out_506506_B01-04</p>

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.34</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆例えば標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方の検討など、具体的な算定方法について検討を深めることが適当 ◆適切な輻輳対策に必要な設備余裕の範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について検討を深めることが適当 	<ul style="list-style-type: none"> ◆標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方や、適切な輻輳対策に必要な設備範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について検討を深めることが適当とされていますが、この点は、本来ユーザ要望や経営効率性等を踏まえた各々の事業者の経営戦略に係る事項であり、一概に基準を定めることは容易でなく、かつ適当ではないと考えます。

(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.36</p> <p>◆現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年逓減する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、基本的には、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNO の競争環境を整備することが望ましい</p>	<p>◆「当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO」とありますが、そもそも当年度実績の確定値を当該年度中に把握することは不可能であることに加え、MNO 間での激しい顧客獲得競争の状況や、トラフィック予測が極めて困難な状況等も踏まえ、当社は実態的に当年度原価を視野に置いた営業活動を行っているわけではないため、このような記載は適当ではないと考えます。</p> <p>◆他方、当年度実績値による接続料の算定は、一種指定制度において過去に実績もあると認識しておりますが、既に概ね見直されていることに加え、本報告書(案)に列挙されているとおり、困難な課題も多々存在すると認識しております。</p> <p>◆以上を踏まえ、当年度実績により接続料算定を行うことについては、実績原価に基づく現行の算定の枠組みの範囲を維持しつつ、MVNO と MNO 間でリスクテイク等の公平性が担保されることが前提となることが不可欠です。したがって、最終的に確定した当年度実績値と暫定値の間の差額について、当該年度終了後に精算を行うことが当然必要であり、それを明確化すべきと考えます。</p> <p>◆なお、当年度の予測値を用いて算定するのであれば、検証可能性確保の観点からも問題であり、予測値の適正性を巡っては紛争が多発することも予想されることを踏まえ、実態的には 6(1)で示す「精算方法」の工夫において、実質的に解決すべきものと考えます。</p>

<6. その他の課題>

(1) 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について

報告書(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.37</p> <p>◆MNO は、接続料が大幅に低廉化することが合理的に予測される場合は、暫定値として、前年度の接続料に替えて合理的な予測に基づき算定した予測額を用いることによってMVNO にキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。暫定値と確定値との差額の規模によっては、MVNO の経営に大きな影響を与えることが考えられることから、その規模の縮小に努めることが望ましい。¹⁹</p> <p>¹⁹ ここでいう予測額とは、合理的に予測された前年度の実績値を基に算出された接続料の予測額を指している。</p>	<p>◆接続料算定自体に当年度の実績値や予測値を用いることが困難であることを踏まえれば、指摘の課題について、精算方法の工夫において対応するような方向性は検討に値する現実的な方策であると考えます。</p> <p>◆ただし、「暫定値と確定値との差額の規模」の「縮小に努めることが望ましい」とありますが、そもそも将来需要の正確な予測も極めて困難な中、差額の規模縮小をMNO が担保することは実態的に不可能と思われ、このようなMNO に過剰な要求を求める記載は修正すべきものと考えます。</p> <p>◆また、最終的に実績値による精算を実施することを踏まえれば、暫定値での算定に過度の稼働をかけないよう配慮すべきであると考えます。</p> <p>◆また、暫定値と確定値の乖離に係る精算の対応稼働面やリスクの程度を踏まえ、こうした精算方法を望まないMVNO も想定されます。</p> <p>◆従って、具体的にどのような精算方法を用いるかは、事業者間の協議に委ねられるべきものと考えます。</p>

以上